

特 集

東日本大震災における標本レスキュー活動

2011年3月11日、岩手県沖から茨城県沖におよぶ広大な震源域をもつマグニチュード9.0の超巨大地震が起こった。この地震は東北地方太平洋沖地震と命名され、宮城県北部で最大震度7、岩手県から千葉県にかけての広い範囲で震度6弱以上を観測した。地震により巨大な津波が発生し、東北地方の太平洋沿岸に壊滅的被害をもたらした。この地震と津波による被害は東日本大震災とよばれ、太平洋岸に立地していた博物館も甚大な被害を受けることとなった。

日本古生物学会では、2011年4月2日に開催された第9回常務委員会で、まず被災地域に居住する会員の安否の確認をすることとし、学会に関係する機関や組織の被害状況について情報収集を行った。その後、岩手、宮城、福島県の博物館などの被災状況が明らかになると、積極的な対応が必要という判断に至り、2011年6月6日に「被災博物館等レスキュー委員会」を発足させた。これまでも災害に対しては、各個人の精力的な活動は知られていたが、今回の東日本大震災における標本レスキュー活動のように、学会として大災害に対応したのは、学会の歴史の中でも初めてのケースであった。

一方、文化庁は、阪神・淡路大震災の経験に基づいて2011年4月1日に「東北地方太平洋沖地震被災文化財等救援事業」を立ち上げた。しかし、今回の東日本大震災は阪神・淡路大震災よりもはるかに広い地域にわたり、大津波による被害も複合したことから、日本の博物館などの文化施設が経験した最も深刻な事態だったといえる。そのため、「救援事業」はさまざまな困難に直面することとなった。日本古生物学会は、救援に携わる機関と協同しながら地質・古生物系の標本を保有する被災した博物館の復興を支援してきた。本号は、東日本大震災の被災後、復旧・復興を目指して学会や会員がどのように活動してきたかを記録した特集号である。この記録を残すことで、震災に対して我々がどのように行動できたかを検証し、今後危惧されている南海トラフなどの地震に対する対策を考える上での資料として役立てたいとの願いから、本特集を企画したものである。

本特集号では、最初に真鍋論文で学術コミュニティとしての標本レスキューの取組みの意義について述べられている。次に、岩手、宮城、福島の各県で行われたレスキュー活動の概要が紹介されている。大石・吉田ほかの論文は、岩手県の、特に陸前高田市立博物館の救済事業の概要を軸にして、震災前後の関連する諸事情についても述べられている。佐々木ほかの論文は宮城県のレスキュー活動の報告であり、竹谷の論文は、地震そのものの被害に加えて、原子力発電所の事故による福島県での

困難な状況が具体的に報告されている。奥村ほかの論文は、2011年の秋に日本古生物学会が呼びかけて陸前高田市立博物館で実施されたレスキュー活動参加者有志による報告である。このように、今回のレスキュー活動では、多くの協力が得られ、多くの貴重な標本が救済された。例えば、陸前高田だけでも平成23年度作業では24機関33名、平成24年度作業（10月末まで）では6機関9名の参加が記録されている。こうした協力態勢の構築では、大石・吉田ほかの論文で指摘されているように、日常のネットワーク組織の重要性、いかにすれば危機管理体制の重要性をあらためて認識することとなった。

松本ほか、藤山ほかの2編は被災した標本に関する論説であり、未曾有の事態に直面した標本の修復についての技術的側面からの議論が述べられている。一方、大石・熊谷ほかの論文は、研究史をひも解きながら、被災は辛うじて免れたが収集関係者が亡くなられたという標本について、地域の自然史を語り継ぐための重要な資料として報告している。今回の震災では、法的保護のある人文系の資料と比較して自然史標本の社会的な脆弱性ははからずとも明らかになった。注意して読めば気づくことだが、自然史標本について浮き彫りにされた問題についてのとらえ方は、本号の著者によって少しずつ異なっている。これは、この問題がいままで自然史科学の専門家の中でさえもあまり議論されてこなかったことの現れであり、今後大いに議論を熟成させる必要があることを示している。斎藤の論文は、このような側面からの問題を提起し、自然史標本の保全の立場から標本レスキュー活動全体を意味づけている。

「レスキュー」という言葉は、本来は人命救助の場で使用されるが、文化財や自然史標本を擬人化して人命に次いで救助すべき重要なものとして災害の現場で使われるようになった。放置されたままでは、がれきと一緒に処分されてしまうかもしれない標本・資料を一つでも多く回収したり、海水損したためそのまま乾燥させるとカビで損失されてしまう標本・資料を適切に処置したりするなど、速やかな行動を促す意図で「レスキュー」が使用された。今回の経験に基づいて、次に大きな自然災害が起こった時、より迅速に効率的に行動できるような、危機管理体制を構築することは急務である。しかし、自然史標本・資料に関しては、災害が起こっても被害を受けない保管体制が通常できていることが理想で、その確立こそが現在の私たちに課せられた課題である。

真鍋 真・西 弘嗣・大石雅之